

平成18年5月18日(木)

於・農林水産省4階第2特別会議室

第13回水産政策審議会企画部会議事録

水 産 庁

第13回水産政策審議会企画部会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年5月18日 午後3時00分

閉会 平成18年5月18日 午後5時00分

2. 出席した委員の氏名

小野征一郎 増田 淳子 西橋久美子 野村 一正 原田 厚 福島 哲男
森川 良子 宮原 邦之 伊藤 裕康 中田 邦彦 平野 重美 吉岡 修一
石田 美香 入江 徳成 崎浦 利之 田中 秀幸 田谷 克弘 中尾 郁子
長谷川朝恵 馬場 治 増井 好男 矢野 恒信 婁 小波

3. 議 事

別紙のとおり

目 次

1、開 会	1
1、第12回水産政策審議会企画部会における質問関連事項について	1
1、漁業保険制度について	4
1、今後のスケジュールについて	29
1、閉 会	29

開 会

小野部会長 定刻となりましたから、ただいまから第13回水産政策審議会企画部会を開催いたします。

まず委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項において準用する同条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員11名中8名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は適法に成立いたしております。なお、特別委員は19名中14名の方が出席されております。

本企画部会では委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、一問一答式に事務局の意見を伺うということもあってはいけないとは言いませんが、なるべく委員の間で活発に議論を闘わすという方向でやっていきたいと思います。よろしく御協力ください。それから、説明の後、御質問等がありましたら、この場で持ち出していただいても構いませんが、詳細な事項については後ほど適宜水産庁にお尋ねいただくということも議論の進行上考えたいと思います。

本会議は公開されており、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましても、すべて公表することになっております。

本日の会議は午後5時ごろまでを予定しておりますので、御協力ください。

カメラの方がもしもいらっしゃったら御退出願います。

なお、本日は漁業保険制度がメインテーマですが、最初に前回の会議で御質問いただきました件につきまして資料がお手元に配られていると思いますので、メインテーマの議論の前に事務局より説明いただきたいと思います。

第12回水産政策審議会企画部会における質問関連事項について

小野部会長 では、まず前回の藻場・干潟の問題について事務局から御説明をお願いいたします。

橋本計画課長 計画課長の橋本ですが、お手元の資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず1ページをお開きいただきたいと存じますが、藻場の造成について資料をつくっております。1000haを造成するのに幾らぐらいの費用が必要なのかという御質問がございまして、資料をつくらせていただきましたが、藻場の造成は、対象といたします海藻の種類、あるいはそれがどのような要素を必要とするか、光をもっと必要とするか、あるいは波とか海の底の状況、あるいはどのような環境状況にあるかによりまして随分お金が違いますので、幅のある書き方をさせていただいておりますが、1000haという大規模なものをやる場合でございますと90億円から640億円ぐらいの金額になる。これを1ha当たり直しますと900万円から6000万円ぐらいということになりますが、例として下に写真を掲載させていただいております。左下のように、比較的波の静かな内湾に生えるアマモという海藻をよりよくさせるために良質な砂を海底地盤に敷き詰めるような工事を行いますが、こういう工事の場合はどちらかと言うと安い方の工事費用で仕上がるというふうに考えております。また、右側の方ですが、波が荒いところに海藻をつけるためには、波でも動かないように大きなブロックのような形で藻場を造成する必要があるということで、こういうものを設置した場合には高い方の費用になるということで、事例を示させていただきました。このように非常に幅があるということでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと存じます。最近、磯焼けと呼ばれるような藻場の大規模な消失とか、干潟における生産性が低下することが全国で起こっているということですが、これらの問題の解決のためにどういうふうに取り組んでいるかということを書かせていただきました。今、私も全国の行政機関や漁業者の方たちと一緒にいろいろ研究を取り行っておりまして、それを本年度中にガイドラインとして取りまとめ皆さんと一緒にやっていただこうと考えているところですが、下に磯焼け対策のフローのイメージを書かせていただいております。まず左上の四角ですが、磯焼けが発生しているのではないかという現場の情報があると、矢印のように通っていただきまして、どのような原因によって藻場の消失が起こっているのだろうかということを検討して、それを取り除くにはどのような方法があるのかということをお示しいたしまして、そして具体的にそれらの対策を実施し、それらがうまくいっているかどうかを確認しながら現場に戻るといようなサイクルを考えているわけですが、これらをそれぞれ現場でわかりやすく、皆様に判定をしてもらって対策を考えていただけるようなガイドラインをつくりたいと考えておりまして、漁業者あるいは地方公共団体と一緒に解決を図っていきたいと考えている次第であります。

続きまして、3ページ目をお開きいただきたいと存じます。主に漁港でございますが、水産基盤

関係施設における地域再生計画に係る規制緩和、PFI制度、指定管理者制度というのはどのような取り組みを行っているのかという御質問がございましたので、資料に取りまとめをいたしました。

まず地域再生計画に係る規制緩和ですけれども、内閣官房の地域再生推進室が地域再生に係る支援措置を行います、これを受けて各省が横断的な取り組みを行うということにしておりまして、農水省といたしましても全国を対象とした支援措置を実施することといたしました。具体的には、補助事業によって取得いたしました施設を、つくった後、一定期間を経て、社会情勢の変化等によって当初の補助目的に従った利用が難しくなったようなもの等につきましては、施設の転用を認めるという制度を設けたものでございます。ただ、これはまだ実績としてはございませんので、今後ともこういう制度については地方に対してよく御理解いただきますように、周知に努めたいと考えているところでございます。

また、PFI制度でございますが、ここに年表で書いておりますが、平成10年度には漁港における海洋性レクリエーション施設のPFI導入の可能性を調査いたしまして、これらが導入しやすいようにガイドラインをつくり、地方公共団体に普及・啓発をいたしました。また、具体的な実施方針や契約のやり方をマニュアルとして作成して、これらを推進しているところでございます。これらを経まして、現在、事例は1件ですが、兵庫県の垂水漁港におきましてプレジャーボートを分離・収容する施設がPFIでできているということでございます。さらに漁村でのPFIを推進いたしますように、平成19年には漁村整備に係るPFIの手引書を作成しようというふうに考えている次第でございます。

最後に指定管理者制度でございます。平成15年6月に地方自治法の一部改正が行われまして、漁港につきましても施設の管理の一部について指定管理者制度をとることができることになりました。各漁港管理者が管理規程をつくっております、これらを直していただく必要がございますので、国といたしましては模範漁港管理規程の改正を行い、全国でこれらを使えるようにということで作らせていただいております。これらを受けて、一部の漁港管理者におきましては漁港管理条例を改正いたしまして、自らが管理する漁港施設の管理の一部を法人その他の団体等、指定するものに行わせるという行為が行われております。

説明は以上でございます。

小野部会長 それでは、ただいまの資料3に基づく御説明につきまして御質問あるいは御意見などございましたら、お願いいたします。

西橋委員 3ページの2番目ところですが、実績・具体例として挙がっているのが余りにも少な

過ぎるのではないかとと思いますが、これは非常に困難なことなのではないでしょうか。それとも、各県単位や市単位でなかなかできないところがどこにあるのではないのでしょうか。ちょっと教えてください。

橋本計画課長 お答えさせていただきます。

P F I制度を活用して漁港をうまく利用してプレジャーボートなどを導入するという考え方は全国いろいろなところで検討されているところですが、一つには港の大きさ等の制約がございまして、例えばP F Iの事業者が一生懸命やっても、導入すればそれだけどんどん船が入ってきて利用が増えていくという実態がなくて、やや小規模であるというのが一つのネックになっているように思います。

二つ目は、そのような指定管理者制度を導入する上では、地元の漁業者の御理解をうまく得ながらやっていかなければいけないわけですが、そのところがうまくいかないようなケースも聞いておりまして、ある程度までは検討が進むけれども、途中でだめになってしまった例が幾つかあるという状況でございます。ただ、今後、漁港を適正に管理して、うまく利用していく上では非常に重要なツールであると思っておりますので、さらにいろいろ問題点等について解決すべく、努力をしてみたいと存じます。

小野部会長 そのほか、資料3の御説明につきまして御質問あるいは御意見等がございましたから、お願いします。

特にございませんか。

漁業保険制度について

小野分会長 それでは、本日の議題であります「漁業保険制度について」に移りたいと思います。最初に事務局から資料を説明いただき、その後、皆様方に御議論していただきたいと思います。

それでは、御説明をお願いします。

長谷漁業保険管理官 漁業保険管理官の長谷でございます。よろしくお願いいたします。

漁業保険制度は大きく分けて漁業共済と漁船保険の二つの柱からなっておりますけれども、漁船保険につきましては稼働漁船の大部分が加入しており、既に制度として相当程度定着、相対的に安定しておりますので、本日は水産基本計画の見直しの視点のうち国際競争力のある経営体の育成と特に密接な関係があります漁業共済制度につきまして、資料4で御説明いたします。

資料をめぐっていただきまして、1ページ目です。水産基盤基本計画における漁業共済関係部分を抜粋しております。まず、「2 水産業の健全な発展に関する施策」の中で、「災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るため、漁業者のニーズに即した漁業共済制度、漁船保険制度等の適切な運用により、異常の事象又は不慮の事故による損失の合理的な補てん等を行う」とされております。また、特に次の点が後からの説明との関係で重要だと思っておりますけれども、「3 団体の再編整備に関する施策」の中で、「漁業共済団体、漁船保険団体等の漁業保険団体が、漁業の担い手の育成や漁業経営の安定に果たす役割を強めつつ、漁業共済制度、漁船保険制度等の円滑な普及及び定着に向けた取組を効率的に展開できるような体制の整備を推進する」というふうに記されております。

2ページをごらんください。漁業共済は、台風災害等の不慮の事故又は異常の事象によって漁業者が受ける損失の補てんを行うことにより、漁業経営の安定に貢献しております。漁業共済には左下の表にありますように4種類ございます。漁船漁業を対象とする漁獲共済と貝類・藻類養殖業を対象とする特定養殖共済は収穫高保険方式ということになっております。魚類養殖業等を対象とする養殖共済と漁業施設共済につきましては物損保険方式となっております。この収穫高保険方式と申しますのは、契約期間中の生産金額が過去の生産実績等をもとに定められる補償水準に達しない場合に減収分を一定割合で補償する方式でございます。PQ方式という言い方もされております。一方、物損保険方式は単位当たりの共済価格に損害をこうむった数量を掛けて金額を補償する保険方式でございます。これら4種の漁業共済全体でこれまでに約4700億円の共済金を支払っておりまして、漁業経営のセーフティネットとして重要な役割を果たしてきたというふうに考えております。

3ページをごらんください。漁業共済の仕組みを簡単に示しております。漁業共済は、過去10年間の事故発生率等のデータを用いまして3年ごとを目安に料率を改定し、その料率に基づいた共済掛金の負担を漁業者に求める保険の仕組みにより運営されております。共済掛金について平均して約45%を国が補助しておりまして、漁業者の負担する共済掛金の平均水揚げに対する割合は、漁獲共済で約2.4%、養殖共済で2.6%、特定養殖共済で3.2%となっております。

下の図をごらんいただきたいのですが、毎年、過去5年間の漁獲金額から最高と最低を除いた3年間の漁獲金額の総和平均、「5中3方式」と言っておりますが、この方式で基準になる基準漁獲金額が計算されます。それに漁業種類ごとに設定されております共済限度額率、この例で言いますと0.85になるのですが、この共済限度額率が掛けられまして、共済支払い判定ラインであります共済限度額が設定されております。

一番左側の例は補償対象額の全額を補償するケースですけれども、水揚げの低下に伴い不要となる出荷経費部分、不稼働経費とも言えますけれども、この部分を排除するためにさらに0.8が掛けられまして、この場合ですと最大680万円が支払われるという形になります。それに対して真ん中の例は補償の上限を共済限度額の20%とする場合で、補償対象部分が小さい分、漁業者の負担する共済掛金も小さくなります。一番右側の例は、さらに契約割合を半分にした場合です。このようにいろいろなタイプがありまして、実際には漁業者の事情やニーズにこたえまして、これ以外にもさまざまな契約範囲の選択が可能になっております。

4ページをごらんください。左の表をごらんいただきたいのですが、共済掛金には、共済種類別あるいは規模別に応じて一定の補助を行っております。掛金に対する補助です。この表で左から2番目の「補助限度率」といいますのは、掛金補助の対象となる共済金額の上限の割合ということになります。さらに右にまいりまして、「義務加入」といいますのは、漁業権の地区や組合の区域などを勘案して都道府県の知事が設定する加入区という名前の一定の地域内において、3分の2以上の関係漁業者が共済に加入することに同意することを成立要件といたしまして、発起人がその要件を満たすと知事に届け出て知事がこれを公示した場合に、その区域内におけるすべての漁業者が共済に加入しなければいけないという制度です。一方、加入区内の関係漁業者の2分の1以上の加入があった場合を「連合加入」と言っております。義務加入になりますと連合加入の場合に比べて国の補助率は2倍になるということです。

それから、右下になりますけれども、掛金率には一定の母集団を確保する集団契約等に割引制度を設けております。

5ページをごらんください。漁業共済は、資源減少、魚価低迷、異常気象等を背景といたしまして、近年の支払いは増大傾向にございます。このため、事業収支としては赤字基調となります。逆に言いますと、その分、漁業経営の安定には貢献しているというふうには言えると思いますが、漁業共済は、各県段階の漁業共済組合と全国レベルで全国漁業共済組合連合会（漁済連）、その間の再共済、漁済連と国との間の保険の3段階で運営されておりますけれども、政府保険は保険料収支が悪化いたしまして、これまで未払い保険金解消のために一般会計からの繰り入れを実施している状況でございます。

6ページをごらんください。漁業共済の収支の状況は、制度全体で431億円、うち共済団体が126億円、政府特別会計で305億円の繰越損失を計上しております。このため、財政制度等審議会から、平成20年度までに単年度での収支均衡を実現するため、収支改善策の策定を強く求められているところでございます。さらに、昨年末に閣議決定されました行政改革の重要方針では、再保険及

び漁業共済保険特別会計につきまして、農業の方の農業共済再保険特別会計との統合を含めた検討を求められているという状況になっております。

7ページをごらんください。このように収支改善を強く求められているという状況がございますために、保険数理等の専門家等からなる検討会におきまして、保険設計等の検証と収支改善策の検討を行い、一つとして共済団体と国との間のリスク分担の見直しをいたしました。二つ目に全体で5.4%程度の引き上げとなる料率の改定を今年度から実施したところでございます。

掛金を上げたわけですので、このような見直しによる影響を緩和することも勘案して、一方で少額の支払共済金を補償の対象としないてん補方式を選択する。つまり、軽微な事項は対象にならないわけですので、しなくてもいい、してもらわなくてもいいという方式を選定するという収支改善に協力してくれる漁業者に対しまして、掛金の上乗せ助成を行うため、12.5億円という新たな予算措置を講じたところでございます。

この事業は先ほど言いましたように共済事業の収支改善を大きな目的とした予算ではありますけれども、当該掛金補助の上乗せ対象者のうち、優良漁業者。具体的には、一つは資源回復計画、二つ目に資源管理協定、三つ目として養殖の方の漁場改善計画、この三つを出しているのですが、そういう経営の基盤である資源や漁場についての取り組みに参画している者を優良漁業者というふうに考えて、さらに上乗せ助成するというような新規の予算事業を今年度から始めているところでございます。

8ページをごらんください。漁業共済のうち漁獲共済と特定養殖共済で採用しております収穫高保険方式、いわゆるPQ方式は、漁業生産金額に着目して保険価額を設定する保険方式でありまして、漁業経費を直接補てんする経営安定機能を有する優れた補償方式だと考えております。

ただ、法律上、漁業共済制度が損失の補てんを目的として、PQ方式では減収分のうち一般的な経費の部分の損失、物損方式では損害部分を補てんする設計となっておりますことから、補償水準の設定方法、共済金の支払い方法には一定の限界があると考えております。具体的には、下の にありますように、例えば赤字基調にある漁業経営では、実際に要した生産経費が必ずしも十分カバーされていないおそれがあるとか、 のように経費率が高い経営体では十分な損失補償になっていないおそれがあるというふうに考えております。

ただし、一方で先ほども説明いたしましたように漁業共済制度全体としては多額の繰越損失を計上しておりますので、制度の健全化が重要な課題になっているということは常に念頭に置いておく必要があると考えております。

また、以前、平野委員から出された件ですが、魚類養殖につきましては人為的に出荷調整等の管

理が可能であるとか、販売経路が漁業者によって異なっていたり、共販体制も全国的に見て確立されていないことから、共済の引き受けとか、支払い審査に当たって必要な生産金額を客観的に把握し適正にチェックすることがなかなか難しいということで、現段階ではPQ方式を採用することはなかなか難しいという認識でいるわけですが、今後の検討のために、現在、全国で条件がどの程度整っているのかということについて調査を行っているところであります。調査は行っておりますが、いずれにしても共販体制の確立など業界での積極的な取り組みが期待されているのだと思っております。

9ページです。最後に、漁業共済を活用した経営安定対策の検討ということでお話ししたいと思います。

水産物の安定供給を図るためには、安定供給を担う漁業経営体の育成確保が必要であり、その経営の安定を図ることが当然重要になってまいります。その際、基本計画の見直しにおいて施策の集中等により国際競争力のある経営体の育成を図ることとしている中で、どのような漁業者に施策を集中し、その経営の安定を図ることが適切かといったことを検討する必要があると考えております。

経営安定に資する施策としては、政策金融措置、調整保管事業による水産物の価格変動の調整といったものがございしますが、として、御説明してまいりました漁業共済がPQ方式を通じて一定の機能を果たしていることから、PQ方式の活用が考えられるのではないかと考えております。それは、この検討は必ずしも漁業共済そのものに限定する必要はない。これは資源管理漁業経営小委員会でも宮原委員からも一部出た話ですが、農政の方と比べますと水産庁の地方組織は弱体なのが実情ですから、PQを把握しております共済団体組織が現に各県に存在するわけで、その組織やノウハウをいかに経営安定対策に活用するかという視点が重要だと思っております。その組織・ノウハウの活用はどの程度可能なのか、活用した場合の費用負担のあり方はどうすべきなのか、あるいは重ねて申し上げますように特別会計で行っております現行の共済の収支に与える影響はどういうことになるのかといったことを検討する必要があると考えております。このため、現在、馬場委員にも加わっていただいておりますけれども、このような点を漁業保険事業に関する検討会において検討しているところでございます。

最後に、繰り返しになりますが、今後の検討といたしまして、仮に特定の漁業者に施策を集中するようなことになると、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、できるだけ多くの漁業者に加入してもらおうという従来型の漁業共済制度とはやや異なる考え方になると思われるので、特に、どのような漁業者にどのような施策を集中していくのか、二つ目として共済団体の組

織やノウハウをどう活用するのかといったことについて議論を深めつつ、検討していきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、7月を目途といたしまして中間取りまとめを行いまして、12月には新しい水産基本計画の検討状況を踏まえて最終取りまとめをしたいと考えております。

以上です。

小野部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を受けまして、今後の漁業保険制度のあり方等について活発に意見交換していただきたいと思います。資料4をごらんになればわかりますけれども、共済の概要、仕組み、割引制度、支払状況、こういう制度の説明がまずありますね。そして収支状況、今はかなり赤字で、その改善に迫られているという話がありまして、その後は、これまでの漁業共済とはやや見方を変えて漁業共済の持つ経営安定機能という形で漁業共済を活用していこう、それについては検討会で具体案を練っているところだというお話だったと思います。

多方面の内容なので、どういうふうに議論していいか、なかなか難しいところだと思いますし、私自身もこの制度にはそう詳しくないのですけれども、最初に漁業共済といいますが、制度そのものについての御意見や御質問がありましたらお受けしようかと思えます。初めてこういう共済制度の話を聞いたという方もいらっしゃるのではないかと思います。資料の説明でいきますと7ページぐらいまでが制度的な説明になっていると思いますので、その部分について質問なり御意見がございましたら、どうぞ。

矢野特別委員 漁済、漁船保険とあるのですが、漁業者として使っております。これは事実です。しかし、国の方でこれだけの負担をしておられるわけですから、もうちょっとやり方を考えるべきではないか。例えば、水産団体の中には共水連という形もあるんです。あれは民間と競争してやっている組織ですが、ああいう形で漁船保険中央会とか共済の中央会と言うのかどうか知りませんが、そこらあたりを中央で統轄して、今、県一漁協ということであちこちで束ねられていますので、そちらの方に事務委託するような形も考えられるのではないかと。

というのは、私は富山県の漁船保険組合の組合長をやっていますが、うちの職員あたりは、働かんわけではないのですが、忙しいときは集中するんですよ。忙しくないときは暇なので、おまえたちは浜回りをしてこいと尻をたたっているんですが、そういう状況なんです。だから、これを例えば各都道府県漁連の一部に組み込んで、その中で漁船保険なり共済なり、そういう事業を分担して、その都度やっていくという形です。一番忙しいのは、漁船保険の場合だったら総代会、共済の

場合だったら総会、そのときの資料づくりが一番大変なんです。だから、こういうもの自体をもう少し軽減化する意味で、漁連なら漁連の組織の中に組み込んでしまうような形をとればいいと思います。

ただ、これは国から支援を受けている組織なものですから、彼らは非課税団体ということで別枠で考えたがるんです。組織というものは、できあがると、大体自立したがるんです。そして組織を拡大したがるんです。この傾向が水産6団体全部に見えます。特に漁済の方は赤字が大きい。漁船保険も、一時はよかったんですが、最近は漁船勢力がだんだん減少していますので、来春からあちこちを束ねて6つの組合が中央会の傘下に入るみたいな形になっていますが、そういう形で、組織の地方のあり方、流れを再検討する必要があるのではないかなと私は思います。

今回は、少々の保険金だったら辞退するという方に、頭をなぜなぜしてちょっと余計にするとか、そういう形になっていますが、実は私は10年前、あのときは虎ノ門パストラルだったでしょうか、漁済のあれに参加して、事例発表で、びっくりしたんです。あのとき、長官はいらっしゃらなかったかもしれませんが、水産庁の職員の方もいらっしゃったんですよ。どういうことかといいますと、そのころ既に漁業者は漁済の保険を掛ける力がないと言っているわけです。そうすると、組合で掛けて、案の定、事故るわけです。それで利益が出たから護岸の一部を費用に充てたとか、そういうばかばかしい話を聞いて、私はたまげていたんです。

それから、私が少なくとも富山県内を見ていると、共済の保険金を間もなしに受け取る人がいるんですが、その人は途中で消えていきます。要するに、たまに受けるときは確かにありがたいんですが、ずる賢くなると何となくうまく対応して頻繁に受けるようになる。そういう人はだんだん消えていきます。だから、このシステムは私たち漁業者にとっては大変ありがたいんです。ありがたいんですが、今、末端の我々のところに来るまでに経費がかさみ過ぎていますので、組織を統轄するなり何なり、そういう形を考えられたらどうかと思います。

本当を言うと、もっといろいろ見直してから話したかったんですが、とりあえずこういう形で口火を切っておきます。

小野部会長 組織問題、組織をもう少し効率的にすべしという意見だと思いますが、せっかくそういう意見が出ましたから、それについて何か御意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

宮原委員 確かに矢野組合長さんがおっしゃるように、一県一漁協がかなりの県で実現をするわけございまして、そういった中にこういう共済なり保険を担当する部門も入れたらどうかということは全漁連としてもかなり検討してまいりました。そういう方向でできないだろうかということ

で各団体とも御相談をさせていただいたんですが、実際問題として、法律が違う。我々漁協は水産業協同組合法、それから漁済とか漁船保険はそれぞれの損害補償制度というふうに法律が違っているという問題がございまして、法律上の制約があるので一体化することはなかなか難しい。それならばほかの方法はないだろうかということで、先ほど組合長さんがおっしゃったように、経営の厳しい状況の組合が各県ごとに組織をつくりまして全国の保険組合なり共済組合をつくるという努力をされているわけでございます。先ほど言われたように、県の実態としては、漁連等の職員が共済組合なり漁船保険の組合に出向するという方法をとっているところもありますし、また、今申し上げたように全国的な中央組合的なものをつくりまして県間の統合を図っていかうということを考えておられます。そういったことで県に応じたやり方があるのではないかと思います。富山県の隣の石川県は先ほど申しましたような出向方式という形でやっておられますので、それなりに工夫されているというのが実態ではないかと私は思っているところでございます。

共済制度そのものについては、矢野組合長さんがおっしゃったように、私どももこの制度は極めて重要な制度であるというふうに認識しております。先ほど長谷さんが最後の方で言われましたので、ちょっと言わせていただきますと、漁業共済の持つ経営安定機能と課題のところですが、安定対策の検討をさせていただいているということでございます。私どもJFグループといたしましても、水産基本法で定められておりますところの安定供給体制をいかに確立していくかということで、これの一番重要な部分は担い手の確保ということになるわけでございます。この担い手の育成確保のために、昨年11月に全国漁協代表者集会を開いておりまして、ここで政策要望決議をさせていただいております。担い手の育成確保に係る体系的な政策の実現のために、漁済制度を活用して経営のセーフティネットを構築してほしいという要望をしておりますので、この場でもあわせて提言させていただきまして皆様方の御理解を賜りたいと、このようにお願いを申し上げる次第でございます。

小野部会長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川特別委員 部会長がおっしゃったように本当によくわからないので質問をさせていただきたいのですけれども、まず5ページです。上の「漁業共済の収支」のところマイナスが出ていますが、「うち国庫補助額」というのは保険支払いに対する補助金ですね。それで、下の「一般会計繰入額」というのが未払い保険金解消のための一般会計繰り入れという理解でよろしいですね。

長谷川漁業保険管理官 上の表の「うち国庫補助額」というのは、一番上に「支払共済金」がありまして、この年度の掛金が2段目にございます。そのうち、これは漁業者が掛ける共済掛金ですけれども、それに対して国庫補助が出ているというのが上でありまして、その結果、特別会計の収支

に赤字が出ているものですから、その特別会計の赤字を埋める形で一般会計からの繰り入れがなされている。

長谷川特別委員 それが下ですね。

長谷漁業保険管理官 そうです。

長谷川特別委員 そして、黒字が出た場合には返金しているという理解ですね。

長谷漁業保険管理官 はい。

長谷川特別委員 わかりました。

もう一つは、7ページです。「漁業共済基盤強化事業の概要」ということで3行書かれていますけれども、これを読んでいきましても、これで事業の基盤強化になるのか、ちょっと読み取れないんです。といいますのは、少額支払いを抑制していく。少額支払いはしなくていいよと言った方に対して補助率を上げるということは、国庫補助の方を上げていくということですね。それで、新規加入を増やすことによってキャパシティを大きくするということですよね。ただ、シミュレーションがないので、これで本当に基盤強化になるかというのが、この3行だけでは私には読み取れないんです。

長谷漁業保険管理官 説明がこれだけではわかりにくいかと思います。5ページにありますような形で赤字が出るわけです。累積で赤字が出ているものですから。そして、小規模事故について不てん補ということになりますと支払いは抑制される。ここの補助率の上乗せというのが別の形で、特別会計の収支改善のための誘導策としての補助金なものですから……。

長谷川特別委員 12.5億円ですね。

長谷漁業保険管理官 そうですね。これは特別会計の収支の方には直接はきいてこない数字なものですから、確かにわかりにくいと思いますけれども、そういう形になります。

長谷川特別委員 わかりましたが、ということは、特別会計の中では黒字になるけれども、もしかすると、その12.5億円を加えても依然として赤字という可能性もなきにしもあらずなんですか。

長谷漁業保険管理官 特別会計の外枠での誘導策という予算になっておりますので、特別会計の会計上で収支改善効果があるということで、分けて考えているということなんです。

長谷川特別委員 そうすると、今回12.5億円というものがありますけれども、それがなくなった場合には依然として改善されないということが起こり得ると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

長谷漁業保険管理官 その上の説明にございますように、こういう性格の保険ですから、例えば台風がたくさん来ると事故が多くなってというような不安定性がございますが、そういうものを含

めて過去10年間の事故の統計を踏まえて事故率を出し、掛金を算定して、見合うようにということで設計するんですけども、結果的になかなかそうならないということで、そこを踏まえて、7ページの上の方に書いてある話ですが、今年度にあわせて掛金率の引き上げを行うとか、あるいは国と団体の負担割合を見直すという形で収支が見合うように見直したといいますが、基本的に単年の収支は見合うような形の見直しをしたという形ですけども、さらに上乘せで基盤強化事業を行ったということです。

竹谷漁政部長 若干補足して御説明申し上げますと、長谷管理官の方から申しあげましたように、実際の事故の発生状況を勘案して、それに見合う保険料率を設計して、単年度ごとの収支を均衡させようというのが7ページに書いてあります最初の黒い四角の料率改定による効果であるわけです。これで単年度の収支の改善になるわけです。

他方、現時点において漁業者の方々がどのぐらい共済制度に入っているかといいますと、金額ベースですが、たしか47%程度の加入率なんです。こういう加入率なので、もう少しすそ野広く入っていただいて、たくさん入って保険の設計として安定したものとしていけば、長期的に見ても収支が均衡する方向に行くということが考えられます。そのため、加入率促進という観点から掛金助成を一層側面支援しようということで、通常の掛金助成とは別に、基盤強化事業という形で12億円余を使いまして加入促進策をとっているわけです。

加入促進するときには優良な加入者に入ってもらいたいことが望ましい。小さい事故で一々請求されるような方ということになりますと収支は逆に悪化の方向になりますから、少額不てん補でも構わないという方を中心に、優良な方々に入っていただくということで加入促進策を募っていくわけでございます。そういう方々がたくさん入っていただきますと長期的に収支の均衡が図られますから、今度は単年度の収支ではなくて累積赤字の方につきましてもだんだんと改善の方向に向かっていく。そういう素地ができる。そういう意味で、基盤強化策というのはもう少し中長期に見た場合の収支改善策ということも念頭に置きながらの対策であります。

長谷川特別委員 よくわかりました。ありがとうございました。

小野部会長 ついでに、優良漁業者というのは、さっきの御説明で資源回復計画、漁場改善計画、もう一つが資源管理協定でございます。

そのほかに制度的な問題で御質問はございますか。

平野特別委員 漁政部長の方から加入率の話が出たので、私は長崎ですけども、多分長崎県というのは加入率が低いと思うんです。今までの会議では消費者ニーズ・消費者ニーズという話ばかりで、きょう初めて漁業者のニーズという話が出たんですけども、漁業の種類とか漁業経営の規

模によって保険の漁業者のニーズもかなり違うと思うのです。入りやすい漁業種類であったり規模であったり……。私は養殖をしているから養殖の話为例に挙げて言いますが、これだけ魚価が下がったら……。今は努力をしている人の方が損をするような漁業業共済制度になっているといいますが、今の共済制度だったら、努力をして生魚をつくるより、極端な話、赤潮や台風で逃がしたりして苦労した方が利益が上がるような共済制度です。我々漁業者としてはあまり努力しようと思わないようになっているわけですから、これは制度自体を改正しないと加入率も多分上がってこないだろうと思います。全体で見たら漁業共済は必要なものだと思いますし、私も漁業共済には少し加入していますが、あまり自分に対してプラスになっているとは思わないので、もうちょっと部分・部分をよく見て、全体的に漁業者ニーズに合った共済制度にしてほしいと思います。

長谷漁業保険管理官 先ほども御説明したとおり、漁獲共済の場合はP Q方式で、魚類養殖の場合は物損ということですがけれども、物損の単価の話などで平野さんのようなお話が出るのだと思います。平野さんと最初にお会いしたときはたしか入っておられなかったと思いますけれども、最近入っていただきまして、ありがたいなと思っております。

先ほど矢野委員からもお話がありましたように、モラルハザードといいますが、まじめに働こうとする意欲をそぐといいますが、いい加減にやって共済金をもらった方がというようなことになってしまったら制度の趣旨に反するので、これだけ収支の問題を抱えている制度ですから、そういうモラルハザードの問題が起こらないように、制度の見直しは不断に行っていかなければいけない点だと思っております。

矢野特別委員 今の話をわかりやすく言いますと、不漁の年があるんですよ。そのときに少しでも魚を何とか売り上げにしようと思って頑張る人は保険金が少ないです。要するに、もらう保険金を少なくするために頑張っているんです。ところが、そこで開き直って放った人の方が余計に保険金を取っていくんです。そういうことを言っておられるんです。

それから、さっきの長谷川さんの話ですが、あれは馬の頭にニンジンをぶら下げるような話なんです。それでニンジンに慣れたら、皆さんが少額の保険金をみんな辞退するというふうにしたいですね。そういう方向が望ましいという形なんです。だから、そのための投資を12億円ほどやりましょうと言っておられるんです。私はそういうふうな単純な理解をしています。

小野部会長 それはいろいろ理解があるでしょうから。

宮原委員 今、平野委員が養殖共済の話がされたので改めて確認のために質問させていただきたいと思います。

一般の漁獲共済ではP Q方式が導入されているわけですがけれども、養殖共済にもP Q方式を導入

してほしいという要望が養魚家から全漁連に寄せられているわけでございます。その際に私どもは、販売価格が公正・適切に捕捉できる体制をとらない限り、これはなかなか難しいですよ、そういう共販体制がとれるということを経営漁家の皆さん方が決議をして実行してもらわなければだめだと言っているわけでございますけれども、そういったことがちゃんとなされるならばPQ方式が導入できるのかどうかということについては、水産庁はどのようにお考えなのでしょうか。その辺を教えてください。

長谷漁業保険管理官 説明でも申し上げたつもりですけれども、おっしゃるようにPQが把握できないことには審査のしようもありませんということで、前提条件だと思っております。PQの把握だけが唯一ということではないのですけれども、そこが一番大きな話だと思っております。そこをクリアすることが条件だと思っております。そのために、先ほど言いましたように、今、現状について調査をかけているということでございます。

宮原委員 今のお話は共済の検討会が立ち上げられて検討されているということでございますけれども、それは課題の一つになっているのでしょうか。

長谷漁業保険管理官 議論の対象ということでやっております。

小野部会長 ほかに。

中尾特別委員 五島市でございますが、ただいまの関連で私も今度の議題に対しまして養殖業者、漁師の方から現場の意見を聞いてまいりました。まず農業共済に比較して非常に粗いということ。これは私も実感しておりましたが、半農・半漁の方もおられて、そのような話です。魚類の養殖業者に関しましては、本当に不合理だと。育てる漁業を奨励し、担い手もつくるということで、そういう方向に進もうとするけれども、農業共済などに比べてこの制度が育成の方向になっていないという強い意見がありました。先ほど聞きましたら、ただいま調査中である、共販制度体制の確立をということでございますけれども、その他でも売上高の調査はできると思いますし、どれぐらい養殖しているかということも確認がとれますので、現地での調査を兼ねた指導が必要ではないかと思えます。

先ほど長崎県の方からお話がありましたけれども、五島も漁業者の割合に比較すると加入者が少ないです。それはメニューが粗いといえますか、本当に漁業者一人一人の共済になっているのかなということを経営者自身が疑問に思っていることが大きいように思います。

それから、まき網の方から出たのですが、掛金が非常に高いと。それは一方的なお話ですが、国の補助率を上げていただきたい、苦戦しているのだということでございます。農業に比べて漁業に対する地方への支援体制がちょっと弱いのかなという意見も漁師から出ております。農業共済では

作物別に価格安定のためのいろいろな制度が出ております。その点で非常におくれているというふうに実感をしております。

以上です。

小野部会長 吉岡委員、どうぞ。

吉岡特別委員 ただいまいろいろと漁業関係者の方からお話があるわけですが、先ほど漁政部長がおっしゃいましたように、問題は今まで漁業者の認識が薄かったということにあると私は確信をしているわけでございます。今までは裕福な生活をしておったのではなからうか。保険料を払って、掛け捨てになるような保険なら入らない方がいいのではないかという気分の方が余りにも多過ぎたと私は思っております。

私も兵庫県の漁協の組合長をしているわけですが、ここ4～5年は特に、兵庫県では日本海と瀬戸内海と差があり過ぎるわけでございます。日本海は漁船漁業あるいは沿岸漁業、実は100%加入をいたしております。瀬戸内海の方は20%～30%、入っていない人がほとんどです。幾ら我々が通っても、掛け捨てになるような保険なんか入りっこない。最近特に入り出しましたのは、ノリの色落ちの問題で余りにもノリの被害が大きいということで入っておりますが、これだけ国が助成をなさっているわけですから、私は法制化したっていいのではないかというぐらいの強い思いがございます。

もう一点は、国庫補助の問題については加入区の問題があると思うわけでございます。その地域の全戸加入でなかったら補助金につかないという問題ですね。10人いれば1人や2人はどうしても反対する人がいるわけです。そうした中で国庫補助を受けられないから漁協が立て替えてみたりということがあります。だから違法な問題が出てくるわけでございます。ですから、私は加入区の問題を再検討すべきではなからうかと思えます。

もう一点は限度額の問題でございます。現在は、5年を中心として、よいところと悪いところを切って3年の平均で加入しているわけでございますが、ここをもう少し見直して、前年度の実績で行くとか、もう少し入りやすい保険制度なら加入率もあがるのではないかと思います。40数%しか入っていない加入率ですから、私は5年でなくても3年だっていいじゃないか、最低80や90は入って当たり前だと思うわけです。同じ法律の中で、漁船保険には100%入っていて、共済に入っていないというのが日本じゅうの漁業者の実態だと私は思っています。ですから、水産庁ばかりではなく、県の方も指導していただいて、もっと力を注がせるような考え方をしていただきたいと思えます。

我々は最近、実は強制的でございますが、融資を申し込まれるときには少なくとも共済に入れ

と。それが補償ではないか、担保ではないかということの中で、兵庫県の場合は信漁連を通じて県の方がそういう指導をしながら最近はやっと実績が上がりがつあるわけでございます。その制度がいいのか悪いのか、これは別問題でございますが、何らかしなくてはならないということの中で我々は勝手でもそういうような動き方をしているわけでございまして、私はもっと県を使って強力な指導をやっていただくように国として御努力をお願いしたい、このように思っております。

小野部会長 加入率を引き上げるように努力をしていかなければいかんというお話で、保険の場合、非常に重要な問題だと思います。

今の点についてでも結構ですが、御意見はございますか。

竹谷漁政部長 吉田委員、中尾委員から御指摘がありましたので、それぞれについて説明させていただきます。

まず中尾委員のお話で、農漁に比べて目が粗いということがあるかと思えます。農業の方は陸上でありまして、農地を使って何か作物をつくるというのがベースですから、要件が同じであるとそんなに差がないんです。ところが、漁業は海で行われますから、どのぐらいとれたかというのはなかなか把握しにくい。そうすると、それにピタッと合うような保険設計をそれぞれやっていくということはなかなか難しいんです。4種類の保険について先ほど説明しましたけれども、それがさらに漁業種類ごとに、あるいは養殖の種類ごとにもっと細かく分かれておりますから、かなり細かくなっているんですけども、それ以上細かくしてしまいますと、また保険設計が難しいという問題がございます。しかし、農業に比べるとどうしても目が粗いという部分があります。

ただ逆に、まず基本的に御理解いただきたいのは、漁業については収穫高保険方式、PQ方式があるということですが、これは農業の方はないんです。農業の方は基本的に価格と量の両方を掛け合わせて見るという形になっていませんで、もっぱらどのぐらい量がとれるはずであるという基準収穫量が決まっております、それに掛ける0.8とか0.9がとれたかどうかを見て共済金が払われるということになっています。ただ、こちらの方は価格の要素も入ってきますから、そういう意味では一歩進んだ保険方式になっているというふうに自負しているところです。そういう意味では経営安定機能として一歩優れている面があるんです。中尾委員の御指摘、その背景には漁業者の御意見でもあるのですが、本当はそのことをもっと漁業者の方々にも御理解いただきたいところであるわけです。ちょっと宣伝めいてしまいますが、そういう点がございます。

それから、掛金助成も農業の方と同程度、ほぼ半分程度の掛金助成がございまして、まき網の方々が高いということでございますけれども、国庫補助率の割合から見るとそんなにひけはとらない水準にあります。ただ、まき網漁業者の方々、沖合に出て漁をされて、とれるときととれないとき

の差、変動が非常に激しいわけです。ですから、そういう要素を加味していくと保険料率が高くなってしまふという面があります。それから、あるトン数以上の大きい漁業者の方は、さすがにそういう大きい方々まで国庫助成をするのはいかがかということで国庫助成はいたしておりません。よって高くなる。そういうことが背景にあるかと思えます。

それから、吉岡委員の方から大変いい御指摘を賜りまして、ありがたく思っておりますが、まず加入区の問題でございます。吉岡委員は十分御存じの上でおっしゃっておられるわけですが、先ほどの資料の中に義務加入と連合加入という箇所があるのですが、加入区という単位がございまして、そこで全員加入すると国庫補助率がグッと高くなるんです。それで全員加入という制度をとっています。逆に、全員加入のことを義務加入という表現を使っていますけれども、全員加入でないと国庫補助率は下がってしまいます。共済制度は相互扶助ですから、みんなで入れば大数の法則が働きますし、そういうところには応援しようということで国庫補助率がグッと高くなるスキームになっております。

そういうことなので、義務加入が入りにくい要素ではある一面、相互扶助性を高めるという面もあり、裏腹の関係がある。これは吉岡委員も十分御存じの上でおっしゃっているわけですが、確かに入りにくい側面もあるのですけれども、制度としてはそういう仕組みになっているということをご理解いただければと思います。

そして、この共済制度は価額の要素も入っていますから、農業に比べましても経営安定機能が非常に高いんです。したがって、これと金融を結びつけるのは非常に有効なことだと思います。何回前の企画部会だったでしょうか、経営資源の小委員会だったかもしれませんが、近年、新しい船を買おうと思っても漁業者は金融機関からお金を借りられない実態にあるということがございます。どうして漁業者が借りられないかと言いますと、経営が不安定だから金融機関がなかなかつき合っていないという問題があるんです。ところが、この共済に入っていておくと経営安定機能が働きますから、金融機関として融資できる、そういう素地ができるというふうに考えています。その意味で、吉岡委員の地元でなさっていることはまさに非常に先進的な取り組みであるなと思って承ったわけございまして、私どももそういった金融機能と共済機能との関連性というものに注目しているところでございます。

小野部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

崎浦特別委員 今のお話をずっと伺っていて、そして現場を歩いていて感じるのは、保険ですから当然実績に基づいて掛金なり補助率を勘案するというところでよろしいのですが、昨今は台風

の規模が非常に大きくなって、根こそぎ持っていかれるような被害が出てくる。そうすると、実績をあまり長い間の積み重ねだけから算出しては、さらにまた後追い式になってしまうということがあると思うのです。その辺の注意が必要だと思います。

もう一つは、養殖漁家で非常に多いんですけれども、こんなことをやっていたら海が汚れて赤潮が出るに決まっているというようなところが、やはり出るんです。ですから、事前に事故が起きないような管理・指導がもう一つの条件として必要ではないかと思います。

以上です。

小野部会長 増田委員、どうぞ。

増田委員 漁業というのはそもそも自然災害を農業よりももっと受けやすい業種だから、この共済制度は実に重要な役割を担っていると思ったら、この加入率の低さにはびっくりしました。そして、先ほど言われたように、モラルハザードですか、もらえばいいというような、かつての失業保険みたいな現象が起こっていると思うんです。伺っていてつくづく思うのですが、どのお話の時点でも「魚価が低くて」と言われます。漁業とか漁業に携わる人の環境そのものが粗放化してしまっていて、入ったってしょうがないというような考え方で生んでしまっているのではないか。それは何とかしなければならぬし、手は差し伸べられるところまで差し伸べなければいけない。これは行政の責務だと思うのです。これは漁業福祉という視点の中でとらえないと漁業の後継者に夢も希望も持ってもらえないのではないか。そんなことはない、ちゃんとやっている漁業者だっていますよとおっしゃるかもしれないけれども、この共済制度の加入率の低さというのが象徴しているような気がしてなりません。

以上でございます。

小野部会長 加入率の低さということで御意見がございました。話題は共済の経営安定機能の方に移りつつありますが、今までも関連する意見も出ていますが、そういうことも含めまして、御意見がございましたら、お願いします。

小林長官 今の増田委員の御意見に関連しましてお答えします。

きょうは共済事業のあり方ということで議論をいただいておりますが、我々は今、広い意味で基本計画の見直しをしながら、漁業・漁村をどうやって支えていくかという意味での対策の議論の切り口は幾つかあると思うんです。共済は、共済と銘打っていますけれども、先ほどの漁政部長の話のようにPQ方式でやっていますから、非常に経営安定機能が強い。我々がこれから進めていく産業としての経営をどうやってセーフティネットをつくるか、そういう意味のツールとしてはこれを一番基本にやっていかなければいけないのではないか。そういう問題意識が一つです。

一方で、例えば資源管理、資源回復みたいな切り口がありますから、そういうときに休漁しなければいけないとか、そういう話が出てきていて、そのツールとして、最近の資源回復計画の中で始めた部分ですけれども、例えば休漁等があったときに、そこを補てんするという仕組みがあります。さらには、地域対策といいますか、いわゆる直接支払い的な話になってくると、多面的機能に着目して、今は離島を対象に離島交付金を交付しております。恐らく国際的にも大体そういったような流れになっていますが、どういう理屈でやるかとか、そういういろいろなものを組み合わせながら漁業・漁村を支えていくことになると思うのです。ただ、そうは言いながら、事業、産業としてやっていくとセーフティネットということが基本になると思っていますので、その意味では漁業のPQ方式をベースになるべく効果のあるものをつくりたいということで主要な議論になっています。

それで、きょうも議論が出ましたように、仕組みはわかっているけれども、實際上、個々の漁業との関係でうまく機能しているかということになったときに、一番の問題はやはり養殖共済です。ノリ等を除きまして、これはPQ方式ではないものですから。いわゆる物損保険方式なものですから、価格とか、そういうときに対応できない。これをどうするかというのが一つのポイントで、先ほどの平野委員の話がまさにそれに該当するわけです。

これは、先ほどから議論に出ていますように、どうやって収入を把握するかとか、もっと言いますと養殖ですから自己管理がしやすいですね。農業でいったら施設園芸に匹敵しますから、自然災害といった他律的要因の影響というわけではないため、そういうところの保険はもともと難しい。そういう問題が別途あるわけですから、そういうところをどうしていくか。

それから、先ほども議論がありましたように、漁獲共済だって、PQでやっているとは言っても、過去の何年平均でやっていますから、価格がどんどん下がってきたときに実際の補てんという意味で魅力がなくなる。そういうときにどういうふうに効果的にしていくか。

ただ、最大の問題は加入率の問題でして、何で半分以下の加入しかないのかと。この漁業の仕組みなんですけど、いろいろな要因があります。恐らく一つの要因としては、共済保険だというイメージですと、我々もそうですけれども、火災保険といたってこの程度つけるかとか、いろいろ個人的な考えが出てくるわけです。共済保険とは銘打っていても。農業でいったら米などで均し政策がありますけれども、ああいう形の政策性のあるものです。しかも、農業の方も自己負担があります。自己負担なしでやっているのは本当に限られた内外価格差が相当あるところの部分だけでして、ほかはみんなそれぞれの自己負担に国が支援するという形でやっていますので、ああいうものと同じ政策支援なんですよということをもっと強調した方が漁業者の皆さんもわかりやすいし、国民

の皆さんもわかりやすいのではないかという思いもありまして、そういうことを含めて検討会でいろいろ議論を進めてもらっている。そんな状況であります。

小野部会長 どうぞ。

西橋委員 素人の考えなので、ひょっとしたら的外れているかもしれませんが、6ページの「収支状況」の上の枠の中の3つ目、「行政改革の重要方針では、農業共済再保険特別会計との統合を含めた検討を求められているところ。」とありますが、農林漁業金融公庫あたりでも、漁業の立場が小さくと言っはいけないのかもしれませんが、どんどん弱くなっているように感じるんです。農業はどこに行っても優遇されているように私は感じますが、これは漁業を愛する私の偏見でしょうか。

小野部会長 今の点について、どなたか御意見を持っている方はいらっしゃいますか。

竹谷漁政部長 今回の件に直接お答えできるかどうかわかりませんが、ここで農済の特別会計と一緒にしたらどうかという検討の議論があることについては、私どもは先ほど申しましたように漁業共済の方はPQ方式があったりして進んでいる面もあるというふうに考えておりまして、向こうと違う面もあるのですけれども、一次産業を対象にした共済制度であるということ、そして共済組合がそれぞれ一次的に受けてやっていくのですけれども、最終的な再保険部分を国の特別会計で扱っている部分があるということ、そういった共通点があります。したがって、少なくとも国の再保険特別会計の部分についての共通点は非常に高いわけですので、先ほど矢野委員がおっしゃったことにも関連いたしますけれども、もっと事務の簡素化という観点から特別会計の統合も含めて検討してみてもどうかという御指摘が行革のことでございまして、そのことをもって漁業共済制度を軽んじていこうとか、そういう方向であるというふうには受けとめていません。

農林漁業金融公庫の中で確かに水産の貸付が非常に減ってきております。農林漁業、そして若干食品産業に貸していますが、農林漁業金融公庫から貸している中で水産に貸しているのが5%にも満たない。数%なんです。年によっては1%しか貸し出しがないような年もあります。水産加工関係も加えらるともう少しありますけれども、水産関係が非常に減ってきているのは事実でございます。そういった意味では漁業者の持っている経営能力あるいは資産能力を的確に把握した上での政策金融が行われることが重要だと思っておりますので、今後ともその点を訴えていきたいと思っております。

ただ、今の流れからいきますと、農林漁業金融公庫も政策金融機関として一本化されまして、中小漁業金融関係を担うもの、あるいは国民金融公庫が担っている機能と一緒にして、全部を一緒にした政策金融機関となっていく、そういう方向が出ております。そういう方向の中で、農林漁業、

さらに漁業関係の金融の特殊性、あるいは難しさというものを御理解いただきながら政策金融をしっかり確保していただきたいというふうに申し入れもしながら取り組んでおります。ですから、軽んじられることがないように、努力してまいりたいと思っています。

西橋委員 よろしくお願いいたします。

小野部会長 では、馬場委員からお願いします。

馬場委員 先ほどの御意見と遠く見れば関係すると思えますけれども、共済事業の意味は私も今の漁業保険の検討会に参加してずっと考えさせられてきたんです。まず審議会の議論のベースが、自給率の確保、すなわち経営体の確保だと思えるのですけれども、すべての経営体を抱え込んでいくわけにはいかないと思います。そういう点で議論しますと、今の漁業経営は恐らく瀬戸際に来ている部分が非常に多いと思うのです。ここ数年間の短期の経営の再生産、ここ数年間の再生産に寄与するという意味では従来の共済制度は一定機能してきたと思います。私もかつて支払共済金の使途調査をしたときに、支払共済金は漁業の切り上げ期に支払われますので、結局、清算の折に運転資金に回って行って、その経営体が翌年度も漁業を続けられるという形で非常に有効に機能してきたと思うのです。もちろん、その額は程度の問題がありますが。漁業の経営がまだしもいいときには、それが何十年にわたる漁業の再生産もある意味で約束してきたと思うのですけれども、今は恐らくそういう状況にはなくて、ここ数年間の再生産がやっとだろう。そういう意味で、自給率確保を考える上では、当然、より長期の再生産なり経営安定に資する対策が必要だと思うわけです。それをこの共済制度の中でやろうとすると、まず漁済法という枠組みが非常に厳しい。しかしながら、それにかわるものといっても、法律を抜本的に改正するのは時間もかかりますし、難しいので、それを待っていただけるような現場の状況ではないと思います。

そういう意味でいくと、この制度の仕組み、先ほどの管理官の説明の中ではノウハウと仕組みとありましたけれども、それを活用しながらということであれば、国としてもかなりの力の入れ方がないといけないと思うのです。9ページの資料にありますけれども、「経営安定に資する施策としては、」ということで政策金融と調整保管と共済を挙げられています。ここですべて評価するわけにはいきませんが、恐らく政策金融も政府系金融機関にしても、金融庁のマニュアルに沿ってやるとなるとそう素晴らしいアイデアは出てこないでしょうし、調整保管も実態的には非常に難しい状況ですから、残された数少ない手法として、共済の仕組み、保険を使うということになる。その意味では、財政審からの単年度黒字化という強い要望、それをないがしろにするわけではありませんけれども、国として相当の思いを込めて取り組んでもらわないと、自給率確保というのは絵に描いたもちにすぎないものになると思います。そういう意味で、両立を図るのは非常に難しい課題

ですけれども、検討会の中で検討しているところですので、国としても自給率確保ということを考えるのであれば、その点を重々考えてほしいなと思います。

小野部会長 わかりました。

矢野特別委員 たまたまこの中に漁業施設共済というのがありますね。確かにあることはわかっているんですが、これは掛金が非常に高いです。何でこんなことを言ったかといいますと、富山県は去年、一昨年と台風23号に直撃されました。小さい県ですが、山に風倒木が山ほどあるんです。前年度末、富山県は3つの公社をひっくめて農林水産公社ができて、その報告の中にあつたんですが、風倒木のうち、まだ3割しか処理されていないというんですよ。実を言うと、一昨年の台風23号で、これは当時出た数字より後からもっと増えているんですが、新湊漁協地内で約8億の被害が出ているんです。そのうち定置網の被害がひどいんです。風倒木が川から海に流れて行って、そして網目に根や枝がひっかかって、台風の波が網を引きちぎっていくという形だったんです。正直なところ、私個人の経営している会社も1億5000万円ほど痛い目に遭いました。ところが、山の中にまだ7割の風倒木があるとしたら、今年の秋、富山県に兩台風でも来られたら確実にやられるんですよ。そういうことを考えた場合、漁業共済あたりをもうちょっと推進してもらえんかなというふうに考えているんです。

それから、先ほど宮原さんがおっしゃったけれども、我々にとってプラスになる方向だったら、法律は変えていきましょうよ。そういう努力をするべきだと思います。いろいろと法律の枠があるからできないということではなしに、それを改正してでも前に進んでいくというような考え方をしなければだめではないかと思っています。漁業は今、大変なんです。さっきも話を出していただいたんですが、自給率をどう確保できるか。私たちも漁業者として何とかしなければいかんと思います。

それから、先ほど何で漁業者はこんなに共済を掛けていないのかとおっしゃいましたが、これは漁業者の一つのプライドがあるんです。保険でもらうなら自分の腕で稼ぐよというプライドを漁業者は持っているんです。それが形になっている部分だと思ってください。私はそう思っているんです。私も漁業者ですから、漁業者の意気を買いたいなと思っています。

それから、全然方向の違う話かもしれませんが、山と海は連携しているんです。山と野と海をきちんとつないでいく形を、農林水産省という格好になっているのですから、ここら辺から音頭をとって全国に進めていくべきだと思います。私らは一番川下ですから、山のこと、野のことが全部海に来るんです。最後の被害が。そういう意味で、逆に私らにマイナスになりそうなことだったら体を張ってでも山のことに対して幾らかは協力していく用意がありますので、そういうことも含

めて考えていただきたいと思います。

吉岡特別委員 長谷管理官にお尋ねをいたしたいと思うわけですが、先ほど申し上げましたように、加入率をアップしようと思えば、何らかの方法を考えていかないと非常に危機ではないかという心配を私個人はしているわけですが。共済の場合は、漁獲共済から養殖共済まで、すべて水揚げだけが基準ですね。水揚げだけが基準で、多かったとか少なかったとか、いろいろな加入区の問題もあります。しかし、今、矢野さんもおっしゃったけれども、少なくともこれだけ油が高騰して、収支という問題、経営のことについては、共済は全く関係ないですね。各個人の経営状態が悪い。ここまで来たら、掛金を払えないのではないかとの方々が随分と増えつつあるのではないかという思いがするんです。ですから、わかっているけれども掛金が払えないから共済に入れないという問題もこれからは出てくるのではないかという思いがするわけですので、そこの何かいい考え方がありましたら御披露していただければと思います。共済の場合はあくまでも水揚げ中心でございまして、経営とは別の問題でございまして、経営が悪くてもいかにして共済に入らせて掛金をという問題になろうと思うのですが、そこらをひとつお願いしたいと思いません。

小野部会長 お願いします。

長谷漁業保険管理官 そこを何とか知恵を絞って検討しようということで、先ほど馬場先生も腹を据えてというような御趣旨での御発言でありましたけれども、検討していきたいと思っております。

ただ、先ほど来お話ししているようにPQは非常に大切な財産だと思っておりますけれども、その中で今は経費部分ということで共済の対象にしておりますので、その部分の設計と申しますか、物の考え方がそれで十分なのか、どういうことをつけ加えたり見直したりすることが今の時代に合っているのか。抽象論で申しわけございませんけれども、検討していきたいと思っております。

ただ、共済あるいはこういう仕組みが最後のセーフティネットと申しますか、全部がそこでツケが回ってくるような話ですので、先ほどの風倒木の話にしても、風倒木をそのままにして共済のところだけで全部つじつまを合わせようとする、ここにものすごい負担がかかるわけですから、川上の部分から手当てをしていって、その努力をしていった上で、最後はこのセーフティネット、さらにもっと安心してもらえるようにすることが課題だと思っております。

ただ、収支が非常に悪化してきている中で、短期的にある程度息がつけただとしても、中長期に本当にそれで生産を担っていけるのかということも一方でございまして、説明の中で申し上げまし

たように、中長期で担っていける者を支えるという意味合いで、制度にメリハリをつけた形でやっていく必要があるのではないかと考えております。

それから、加入率の話が先ほどから出ておまして、低いというお話と漁師の心意気だというお話と両面あると思います。半分は低いというお話もあるかもしれませんが、事実関係としては、じわじわと上昇してきて、浸透が進んでいることも事実でございますので、つけ加えさせていただきます。

竹谷漁政部長 長谷管理官が申しあげましたように、あるいは先ほど馬場委員からも御指摘いただきましたように、結局、現在の共済制度は基本的にはある程度平均的な経営像をにらんで、その人の平均的な経費等を考えて、それを最低限安定を図るということですから、最低限の経営安定という保険の仕組みでやっているわけです。したがって、馬場委員のお言葉をかりれば、短期の経営安定を図る仕組みとしてはそれなりに機能していると思います。特に、それが単なる物損方式より一歩進んでPQという要素が入っている場合は、短期の経営安定という機能もより一層増していると思うわけです。

ところが、他方、長期にわたって水産物の安定供給を図る、あるいは表現をかえれば自給率を維持・向上させていくということを考えた場合には、経営体をしっかり育成確保していかなければいけないと思うのです。自給率なり安定供給を担っていただける経営体を育成確保していく場合に、そういう育成確保に役立つ 馬場委員のお言葉をかりれば中長期の経営安定あるいは経営改善というような要素を盛り込んだ意味合いが十分にあるかどうかということになると、そこまではこの共済は担い切れていないということが言えると思います。

ただ、先ほど馬場委員から御指摘があったように、ほかの仕組み、政策金融にしても調整保管における最低限の価格安定と申しますか、価格変動防止ということになりますけれども、そういうものに比べて共済が中長期の経営安定というものをにらんでもう少し工夫できる余地が高いのではないかと御指摘もありましたから、そういう方向での検討をもう一歩進めていくことが必要ではないかと思っております。ただ、逆にそういう検討は、平均像をにらんだものではなくて、本当に安定供給を担っていただけるような、ある意味でそういう担い手になり得るような方をにらんだ対策という位置づけになってこようと思っておりますので、全部を拾っていくという形のものとはちょっと違う。ある意味では供給の担い手を対象とした政策というイメージになってこようかと思っております。

小野部会長 平均像というよりも、意欲と能力のある経営体を核にして、全体的に考えていこうということだと思います。

意見は出尽くしましたかね。

宮原委員 今、基本計画の見直しという大きな流れの中で共済問題の審議をされているわけですが、収支の悪化ということで漁業経営は大変厳しい状況の中にあるわけです。特に漁船漁業なり養殖漁業が厳しい状況のトップバッターみたいなところにいるわけですがけれども、先ほど長官がこの共済制度を経営支援のセーフティネットとして活用していく、そういう方向性を打ち出すという御発言をしていただいたことは大変ありがたいと思っておりますので、是非ともそういう方向で行けますように御尽力をお願い申し上げます。

小野部会長 セーフティネットとしての漁業共済ということで、ほかに御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

漁業共済の問題について、よろしいでしょうか。

では、長官、お願いします。

小林長官 きょうもいろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。

矢野委員をはじめ何点かあったんですけども、一つは法律制度との関係です。今、我々は基本計画の見直しという大きな改革の作業に入っていますので、少なくとも法律がこうなっているからだめだとか、そういうスタンスではありません。法律があるからではなくて、実態的にこういうふうに直すことで効果があるかとか、そういう実質論です。そういう意味で、これは効果があるし、これが世の中の理解を得られるということであれば、法律改正も当然視野に入れてやっていくという前提であります。

それから、農林水産一体、これはおっしゃるとおりでして、そもそも政府全体の一体性が求められているわけですが、とりわけ農林水産というのは、今お話があったこととか、よく言われる森と海の関係、それから水で川上から川下までの関係、それから地域で影響があるということも具体的にありますので、我々も施策を打つときには、特に災害対策とか防災対策といったところによく意を用いて、とにかく全体として効果が上がるように心がけているつもりであります。そうは言いながら、これは人間の宿命で、組織というものはどうしても縦割りが出てくるものですから、そういった御意見は常々いただいていくことが大事だと思っておりますし、そういうつもりで進めているところであります。

小野部会長 どうもありがとうございました。

矢野特別委員 乱暴なこと言っているいいですか。漁済の予算は半分にカットしてもいいよ。漁業者がもっと前向きに対応できる方向に予算を持っていくのだったら、私はそれでもいいと思っています。私はそういう発想です。

小野部会長 ほかに御意見はございますか。

では、きょうは活発な御議論をどうもありがとうございました。

今後のスケジュールについて

小野部会長 最後に、今後の会議のスケジュールについて申し上げます。

次回の企画部会は7月に中間論点整理を議題として予定しています。具体的な日程につきましては、委員の方々の御都合を伺った上で、後日、文書にて御案内申し上げます。

それから、漁業経営・資源管理小委員会が5月25日に沿岸漁業の問題について、加工流通消費小委員会が5月26日に産地の販売力強化への取り組み、平成17年度水産白書というテーマで開催される予定になっております。あわせてお知らせいたします。

それでは、企画部会そのものはこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会